

文化財について

質問（小野寺尚武議員）市指定の文化財の現状と行政の中の文化財の位置づけについて伺います。

答弁（教育長）本市における指定文化財件数は、平成二十三年度末現在で二百二件となっております。ことし十月には重要無形文化財の保持者（人間国宝）として藤沼昇氏が指定されたことに伴い、現在指定件数は二百三件となりました。内訳としては、国指定文化財十二件、県指定文化財四十三件、市指定文化財百四十八件となっております。指

定文化財については、「大田原市の文化財マップ」、「大田原市の遺跡」などを発行し、市民向けに周知を図っており、また保護団体等の方々に管理等をお願いし、市民の皆様と一緒に保護に努めています。これらの文化財は、地域の宝物として観光資源の面からも活用が可能であることから、商工・観光部門の連携により、観光ボランティア等の育成を始め、地域活性化の素材として活用できるように努めていると認識しております。



管理公社が指定管理を行っている屋内温水プール

事業仕分けにかけた事業について

質問（星 雅人議員）大田原市管理公社が行っている市施設の指定管理業務について、業務を引き受けるのに適しているのか指摘をされましたが、今後の管理公社のあり方について伺います。

答弁（市長）事業仕分けにおいては、同公社による施設の管理運営は実質的には直営と変わらなないと指摘され、指定管理者制度の本来の趣旨に倣い、民間の参入を促すべきとの指摘を受けまして、同公社の組織そのものを見直すことにいたしました。一つ目には、公益法人制度改

革に伴い、業務内容の公益性の割合からすると、一般財団法人のほうが適切であるとの県の助言により、平成二十五年四月一日からは一般財団法人へ移行するための手続を進めています。二つ目には、同公社への本市からの職員派遣を取りやめ、市職員退職者や臨時職員等によって構成される団体といたします。三つ目には、同公社の事務所機能を大田原保健センター内の休日等急患診療所跡に移転することにいたします。同公社の各種施設の管理運営

のあり方については、まず、勤労者総合福祉センターについては、指定管理期間満了後の平成二十六年度からは、地区公民館と中央公民館の機能を持った施設へ移行し、市教育委員会運営する予定で進めています。次に、都市公園等の管理については、民間よりも安価な委託料が見込まれることから、同公社に引き続き委託する方向です。最後に、屋内温水プールの管理については、指定管理期間満了まで継続し、その間に期間満了後のあり方について判断する方向で調整を進めています。以上のような方向で調整を行い完了した段階で同公社の存続について判断をしていきたいと考えています。

また、文化財の位置づけにつきてきまして、文化財保護法では文化財の定義として、有形、無形の文化的な所産である建物や技術で、歴史上、芸術上価値の高いものや、民俗的な所産である民俗芸能などで、国民の生活の推移を理解するために欠くことのできないものを文化財とするとしています。その中で重要なものを指定し、特に厚く保護しています。大田原市でも、文化財保護法に基づき大田原市文化財保護条例を定め、国から示された重要文化財の指定基準を参考に、市にとって重要なものを市の指定文化財に指定し保護をしています。



国宝に指定されている那須国造碑